

幼児教育の無償化について

入園料・保育料
月額2万8,000円まで無償
*給食費や通園費等は負担となります

- 満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

(算定のイメージ)

入園料 ※1	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万8,000円	2,000円

※ 入園料は入園初年度に限り無償化の対象。
入園料を年間在籍月数で割った額を月額とし無償化の対象とする。
例) 4月入園 入園料12万円の場合
12万円÷12月=1万円 が無償化の対象

預かり保育
月額1万7,700円まで無償

- 共働き世帯の子供など保育の必要な満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供で、
市民税非課税世帯のみが対象。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動。（490円×利用日数）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

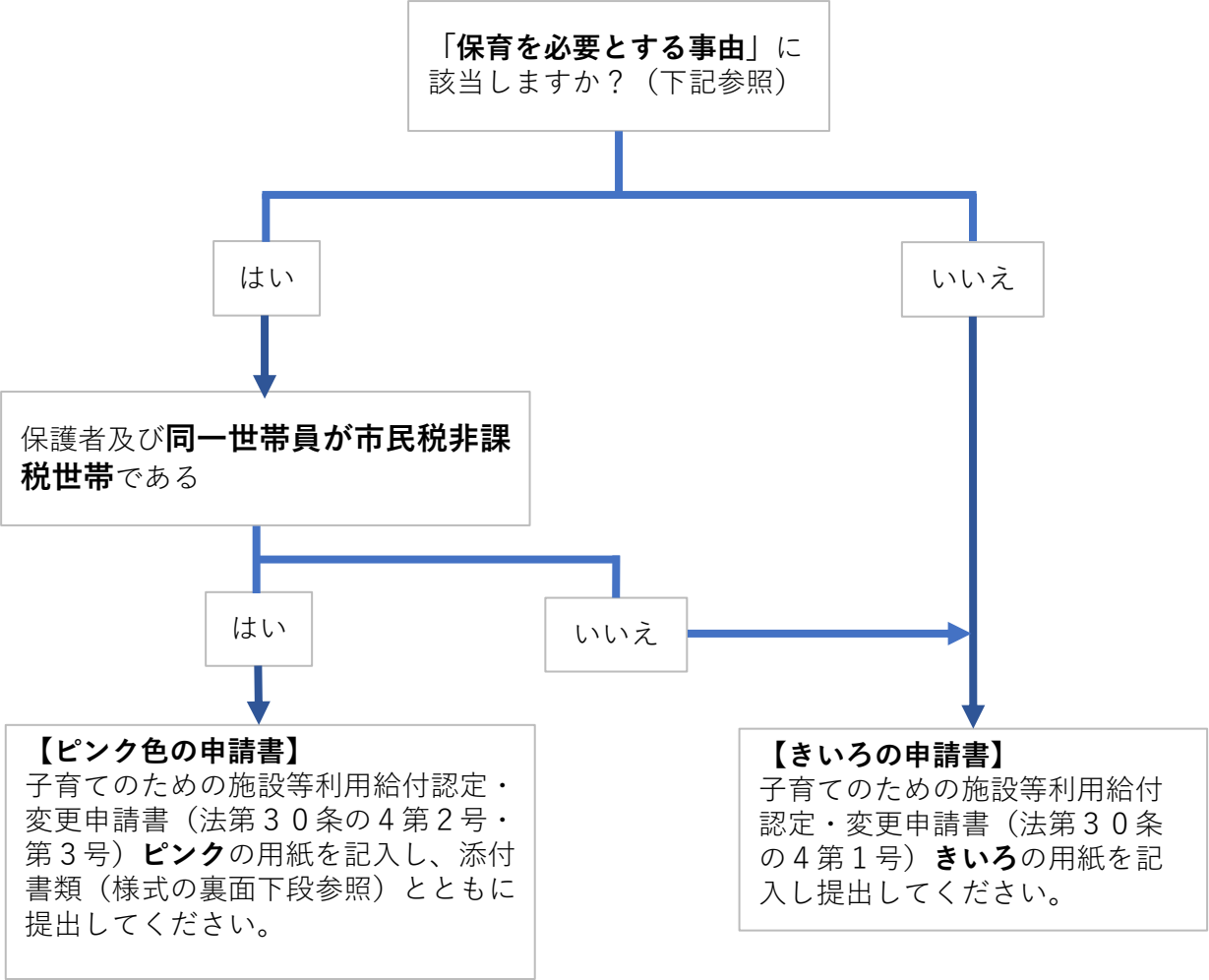
※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象。

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。
認定申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに幼稚園の指定する期日までに、幼稚園にご提出ください。

*裏面もご確認ください

(問合せ先)
北本市こども健康部保育課保育担当
TEL：048-591-1111（代）

無償化のための手続きについて



保育を必要とする事由（本入园日時点） （保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です）

- 就労・雇用（パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む）
 - * 原則として金銭収入が発生する就労
 - * 月 6 4 時間以上（休憩時間含む）の勤務
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害等
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- その他、上記に類する状態として市が認める場合